オスマン時代のユダヤ法律文書

カイロ主席ラビ認証付アラビア語法律文書の研究

(Jewish legal deeds of the Ottoman period: Analysis of Arabic legal deeds authenticated by the Chief Rabbi of Cairo)

大河原 知 樹

1. はじめに

「書物の宗教」とも称されるユダヤ教を信じるユダヤ教徒が作成してきた文書史料に関する研究は、聖書を筆頭として、これまでに膨大な研究蓄積がある。聖書の言語であるヘブライ語、アラム語はもとより、世界各地に離散したユダヤ教徒が、それぞれの社会の言語をヘブライ文字で表記する形で、さまざまな文書を作成してきた。中東においては、ヘブライ文字で表記するヘブライ語およびアラム語とともに、やはりヘブライ文字を用いるアラビア語であるユダヤ・アラビア語(Judeo Arabic)の文書を多数含む、ゲニザ文書(Geniza documents)が特に有名である。本稿が扱うカイロ主席ラビ認証付アラビア語法律文書も、こうした膨大な文書史料群の一つに数えられ、しかも、意外なことに、これまで体系的な研究が行われてこなかった史料である。なぜならば、この文書は、上で述べたヘブライ文字を用いたアラビア語ではなく、アラビ・文字で表記するアラビア語の法律文書だからである。管見の限り、このようなユダヤ法律文書の伝世は非常に珍しい。

かつて筆者は、イギリスの国立文書館(当時 Public Record Office、現 The National Archives [TNA])で、ユダヤ系オスマン臣民のイギリス保護権申請問題をめぐる国際問題(ハラーリー事件)を扱った台帳¹⁾を発見し、その分析結果を公表してきたが、ここで扱う法律文書は、その台帳に綴じ込まれているオリジナル史料である。筆者は、これまでこの法律文書を史料学的な観点からは分析してこなかったが、改めて検討すると、この史料には、いくつか興味深い点があり、ハラーリー事件自体を考える上でも重要な手がかりであると考えるに至った。

本稿の目的は、(1) オスマン時代のユダヤ教徒作成の法律文書の研究:具体的には、19 世紀中頃のカイロ主席ラビ (Chief Rabbi of Cairo [en], khākhām bāshī Miṣr [ara], hārav hārō'shī ləmiṣrayim [heb]) の認証付アラビア語法律文書 (A) (以後 CRC-A と略) の史料学的研究、(2) CRC-A 文書作成の経緯および性格の分析、(3) CRC-A 文書と同時代のユダヤ教徒が作成した法律文書との比較の3点である。

2. ハラーリー事件

分析に入る前に、ハラーリー事件を簡単に説明する。ハラーリー一族は、セファルディー(スペイン系)・ユダヤ人であり、オスマン帝国移住後、有力なラビ家系として16世紀末から17

TNA, FO78-4908, Turkey, Cases of British Protection, Abraham Levy Bessery & Raphael Arary (Firm in Egypt), British Indian Subjects at Damascus. Abcarius. Greek Subjects at Baghdad & others. 1857-97.

世紀前半の間にシリアの都市アレッポに拠点を築き²⁾、その後、この姓をもつ人物が、ラビ、裁判官、金融家、商人、税関官吏として活動していたことが知られる³⁾。

ハラーリー家の一部は、遅くとも 19 世紀始めまでにはアレッポからダマスカスにも移り住み、そこで 19 世紀前半に 2 つの重要な政治事件に巻き込まれた。その一つは、1822 年シリア事件である。この事件は、ダマスカス州総督とサイダー州総督の軍事衝突であるが、その事件の責を問われたダマスカスとアレッポのユダヤ系金融家複数名が、オスマン帝国政府の命令によって多額の財産を没収された 4)。もう一つは、1840 年ダマスカス事件である。これは、ハラーリー家を含むダマスカスのユダヤ社会の名士多数が、キリスト教修道士殺害容疑で逮捕、拘禁された事件であるが、その動機が、過越祭の儀式に用いるために、殺害した修道士からその血を採取したというものであった。一家のうちのヨセフ・ハラーリーが、事件に連座して獄中死している。この事件は、特にヨーロッパで大きな反響を呼び、イギリス、フランス、ドイツのユダヤ社会の名士たちがオスマン帝国を訪問し、これらのユダヤ教徒の「恩赦」を実現させた。この事件は、世界のユダヤ人の連帯を進める目的の、世界イスラエル連合(Alliance Israélite Universelle)といった団体が設立される契機となったと評価されている 5)。

こうした中、ハラーリー家は、西洋諸国の保護(protection)の取得に動いた。英国に対する保護の申請は、遅くとも 1840 年代に始まり、それは 20 世紀初頭まで半世紀余り続いた。ハラーリー家の保護申請関連書類は、英国外務省によってまとめられ、ほかの何名かの保護申請とともに「トルコ、英国の保護の問題」(Turkey, Cases of British Protection)として 1 冊の台帳に製本され、FO78-4908 と分類された。申請の多くは、申請者の祖先が西洋のある国で出生した「事実」を申し立て、自らに当該国の保護を受ける正当な権利があると主張することであった。こうした申請自体は、19 世紀を通じてよく見られ、特にオスマン帝国ではユダヤ教徒のみならず、キリスト教徒やムスリムもヨーロッパ諸国に保護申請を行い、その取得に成功した者も少なくないとされる。FO78-4908 に記録されたハラーリー家の事案について言えば、1850 年代からの

²⁾ アレッポの家系の創始者は 1649 年没のラビ・モーセ・ハラーリーとされる。*Encyclopedia Judaica*, 7, Jerusalem: Keterpress (corrected edition), n.d., p.1330.

³⁾ ただし、この家系に関する詳細な研究はなく、これらの人物が同一の家系であるか不明である。筆者は、 オスマン時代のアレッポの研究を行っているマーカス(A. Marcus)にメールで質問した際、2023 年 10 月 11 日の返信メールで、この家は、「多くの他の家と同様にいくつかの分家(Harari Galamidi, Harari Dalamaz, Harari Shawara, Harari Rafful and others)を持つ」という情報を得た。したがって、ハラーリーの家名を持つ 人物の関係の同定については、慎重に進める必要がある。そもそも、この名は、旧約聖書においてダビデ 王に仕える戦士の中の「ハラーリー」([ha]harārī)として複数回言及があり(サムエル記下 23:3, 23:33、歴 代誌上 11:34, 11:35)、決して特殊な名前ではないことが想定される。

⁴⁾ これまでの研究では、これらのユダヤ金融家が、双方の州総督を争わせるように仕向けたとしている。しかし、筆者は、別稿において、ユダヤ金融家弾圧は、彼らの後ろ盾であったオスマン帝国政府有力政治家ハーレト・エフェンディ(Halet Efendi)の失脚の結果であったこと、すなわちハーレトの失脚で、シリアのユダヤ教徒金融家だけでなく、イスタンブルやイラクにおけるハーレトの党派の者たちが処罰されたことを明らかにした。大河原知樹「オスマン朝の改革とユダヤ教徒金融家 —1822 年シリア事件再考」『イスラム世界』48,1997,pp.1-18.

^{5) 1840} 年ダマスカス事件については次を参照。Frankel, Jonathan, *The Damascus affair: "Ritual murder," politics, and the Jews in 1840*, Cambridge: Cambridge University Press, 1997. なお、ユダヤ教徒が儀式のためにキリスト教徒の血をとるという言説、いわゆる「血の中傷」(blood libel)は、帝政ローマ時代まで遡り、中世ヨーロッパではユダヤ教徒追害に用いられた典型的なモチーフであった。Dundes, Alan (ed.), *The Blood Libel Legend: A Casebook in Anti-Semitic Folklore*, Madison: University of Wisconsin Press, 1991. 大河原知樹「[研究ノート]「血の中傷」と「儀式殺人」の間:ユダヤ人迫害研究の動向に関する覚え書き」『ヨーロピアン・グローバリゼーションと諸文化圏の変容 研究プロジェクト報告書 I』 東北学院大学オープン・リサーチ・センター, 2008, pp.1-18.

約半世紀、複数回にわたって、同家の複数の人物が英国政府に保護を申請している。これらの申請は、ときに英国政府の却下、ときにオスマン帝国政府の抵抗に会し、結局のところ成功しなかったように見える 6 。ただし、注意深く調べてみると、同家の申請が部分的に成功したと思われる事例がある。それが、本稿の扱う 1850 年代の事案である。この事案は、FO78-4908 に収録される一連のハラーリー事件の発端として位置づけられる 7 。

3. CRC-A 文書

3-1. CRC-A 文書の概要

CRC-A 文書は、FO78-4908 の中に、関連文書、印刷物等とともに綴じ込まれている 8 。この文書群が台帳のほぼ最初の部分に綴じられていることからも、事件の発端に関わる文書であることが窺える。文書群は全部で4葉、裏面に記載はなく頁番号もないため、本稿では便宜上、綴じ順に CRC-A1, CRC-A2, CRC-A3, CRC-A4 と呼ぶこととする 9 。CRC-A1 から A3 までの3 つの文書の紙の大きさや材質は同じで、料紙は当時の一般的なレターサイズより少し小さく、薄黄色である(図1)。CRC-A4 のみは、サイズは他と同じだが、薄青色の料紙で、材質も他とは違っている(図2)。

4つの文書とも、縦長の料紙の上半分に公証内容の本文が書かれ、その下に証人の名前が複数書かれている。料紙の下半分は、右に90度回転した横長の形で書かれており、カイロ主席ラビによる認証の部分が書かれ、末尾に押印されている。すなわち、公証部分を作成した人物は、これを縦長の料紙として、認証部分を作成した人物は、これを回転させ、横長の料紙として使用している。

3-2. CRC-A 文書の内容

CRC-A1 から CRC-A3 の 3 文書の上部の文頭はまったく同じ表現であり「下に名前を書いた者たちにより、~のことが証言された(mina ^l-wāḍiʿīn 'asmā[ʾ] mā fi-hi 'adnā-hu fa-shuhida bi-'anna -)」と書かれている。他方、CRC-A4 のみは「この[文書の]起草の原因、作成の事由は~のとおり(sabab taḥrīri-hi wa-mūjib tasṭīri-hi huwa 'anna-hu -:[]は筆者の補足。以下同じ)である。その後が本文(matn)であるが、例えば CRC-A1 は次のようである。

事件については次を参照。大河原知樹「ヨーロピアン・グローバリゼーションとイスラーム世界 — イギリス、オスマン帝国、ユダヤ人」渡辺昭一(編)『アジア遊学 165 ヨーロピアン・グローバリゼーションの歴史的位相「自己」と「他者」の関係史』勉誠出版, 2013, pp.175-188. Tomoki Okawara "Some Aspects of Anglo-Ottoman Diplomacy in the Modern Era: Cases of British Protection of the Harari Family," New Trends in Ottoman Studies (Papers presented at the 20th CIÉPO Symposium Rethymno, 27 June - 1 July 2012), edited by Marinos Sariyannis (Editor-in-chief), Gülsün Aksoy-Aivali, Marina Demetriadou, Yannis Spyropoulos, Katerina Stathi and Yorgos Vidras, Rethimno: University of Crete, Foundation for Research and Technology-Hellas, 2014, pp. 617-630. (http://www.univie.ac.at/ciepo/wordpress/wp-content/uploads/2011/07/downloaded1.pdf) (前掲論文の加筆・修正版)

⁷⁾ 管見の限り、この事件は詳細に論じられたことはない。ランドウが、その研究の中で、簡単に「1856 年には、イサク・ハラーリーを長とする大きなグループによる長期にわたる往復書簡があった。」と記述する。 Landau, J. M., *Jews in Nineteenth-century Egypt*, New York and London: New York University Press and University of London Press,1969, p.22. ただし、本稿が明らかにするように、このグループの長は、ラファエル・ハラーリーとすべきであろう。

⁸⁾ なぜか CRC-A3 のみは、上下逆さに綴じられている。

⁹⁾ 写本引用方式にしたがえば、それぞれ 5r (第5葉表面), 6r, 7r, 8r となる。

故ハイム・レヴィ・ベシーリー (Ḥayīm Lībī Bashīrī) は、故イサク・レヴィ・ベシーリー (Isḥāq Lībī Bashīrī) の息子である。当該のハイムは、カイロで (bi-Miṣr) 我々の宗教儀礼 に則って婚姻し、アブラハム・レヴィ・ベシーリー (Ibrāhīm Lībī Bashīrī) と [その] 兄弟 サヤーフー・レヴィ・ベシーリー (Sayāhū Lībī Bashīrī) を遺した。当該の 2 人は、故ハイム・レヴィ・ベシーリーの息子たちである。

本文は、他の3文書の内容も類似する 10 。文末については、3文書は「そして、それら[の証人名]は~である(fa-hiya --)」となっており、日付が書かれてはいない。ただし、CRC-A4 のみは「この証言は、この件に通じる者がなした。[ヒジュラ暦]1272年サファル月5日[1855年10月17日]に、これ [文書] は書かれた(al-shahāda bi-mā faʻala-hu makhṣūṣ dālika qad taḥarrara hādā taḥrīran fī 5 Ṣafar sana 1272)」と、作成の日付が書かれている。

3 文書の本文の下には、6人の証言者名と署名が書かれる。3 つの文書で、順の不同はあるが、[1] モーセ・ヌサイリー(Mūsā al-Nuṣayrī)、[2] サード・ローマーノー(Saʻd Rūmānū)、[3] ラハミーン・アジユーン(Raḥamīn Ajyūn)、[4] ヤクーティー・ヤービーシュ(Yaqūtī Yaʻbīsh)、[5] ハイム・ヨセフ・ハッサーン(Ḥāyim Yūsuf Ḥassān)、[6] ヤコブ・シャーローム(Yaʻqūb Shālūm)である。他方、CRC-A4 の証言者は、アブラハム・シャンマー(Ibrāhīm Shammāʻ)、ヤコブ・エリヤ・ルールー(Yaʻqūb Ilyāhū Rūlū)、エリヤ・ニッシーム・ナフマード(Ilyāhū Nissīm Naḥmād)、モーセ・アルハージュ(Mūsā Alhāj)、ルベル・ヨセフ・スジャーディー(Rūbīl Yūsuf Sujādī)の 5 人であり、ほかとはまったく異なる。

下部についても、3 文書が類似する。例えば、CRC-A1 の文頭は次のようである(証言者番号は上のものを用いたので若干順番が異なり、また表記に若干の異同がある 11)。

右記の証言者たちは、[6] オーストリア [帝] 国臣民ヤコブ・シャーローム氏、[2] 同国臣民サード・ローマーナ氏、[5] プロイセン [王] 国臣民ハイム・ヨセフ・ハッサーン氏、[3] 同国臣民ラーハミーン・アジユーン氏、[1] トスカーナ [大公] 国臣民モーセ・ヌサイリー氏、[4] 同国臣民ヤクーティー・ヤービーシュ氏である。[ここに] 記され、他の者とともに右にその名の書かれたすべての諸氏は、[判断能力が] 正しく、信頼のおける人物、証言の相応さ、範の正しさでは、述べたとおり信頼性が認められる。これにより、我ら[主席ラビ] は、ここにおける説明の効力を証明する。これらの者たちの証言と我らの証明とを信頼し、これ[認証] が書かれた。[ヒジュラ暦] 1 272 年サファル月] 19 日[1855年] 10 月[31 日] カイロ主席ラビ[(署名) (印影[

¹⁰⁾ 例外は CRC-A3で「故モーセ・レヴィ(Mūsā Lībī)は、故ラハミーン・レヴィ(Raḥamīn Lībī)の息子である。 当該の者は、カイロで(bi-Misr)我々の宗教儀礼に則って婚姻し、ラハミーン・レヴィ(Raḥamīn Lībī)、ヨセフ・ レヴィ(Yūsuf Lībī)、ヤコブ・レヴィ(Ya'qūb Lībī)とサムエル(Shumuyil)を遺した。これらの者は、故 モーセ・レヴィの息子たちである。これらのうち、サムエルが既に死亡し、その他の3人兄弟が存命である。 なお、故サムエルは、モーセという名の息子、ナズリー(Nazlī)という名の娘を遺した」という、やや込 み入った内容になっている。なお、モーセ・レヴィの子ラハミーンは、おそらく長男である。自らの父親 名を長男につける慣しは、ユダヤ教徒の間では普通に見られる。

¹¹⁾ なお、本文の署名部分と主席ラビの認証部分で、証人名の順番が異なる理由は、おそらく国の格の高い順、すなわち帝国であるオーストリア、王国のプロイセン、大公国に過ぎないトスカーナの順に名前を配置したからではないかと考えられる。

主席 ラビの印影は、外周にヘブライ文字で「[...] で[...] ([...] 'Ēliyyāhū Yiśrā'ēl ḥākām Miṣr [...]: エリヤ・イスラエル、カイロのラビ ([...])」、内円にアラビア文字で「[hākām Miṣr [...]: 上リヤ・イスラエル、カイロのラビ ([be]nde[-i Il]yāhū [Isr]ā'īl khākhām Miṣr wa-tawābi'i-hā: 私エリヤ・イスラエル、カイロとその周辺のラビ)」とある(図 3) ([3) 。

ここでも、CRC-A4のみは、証言者名が異なる5人、すなわちトスカーナ大公国臣民アブラハム・シャンマー氏、オスマン帝国臣民ヤコブ・エリヤ・ルールー氏、トスカーナ大公国臣民エリヤ・ニッシーム・ナフマード氏、同国臣民モーセ・アルハージュ氏、同国臣民ルベル・ヨセフ・スジャーディー氏となっている。なお、他の3文書に比して、証言者は、トスカーナ大公国臣民4人、オスマン帝国臣民1人と、明らかに格が低いことが窺える。そして、この文書のみは、認証部分の日付がない。

整理すると、これら 4 文書は、CRC-A1 から CRC-A3 までの 3 文書は本文の書式がほぼ同じで日付がなく、カイロ主席ラビの認証部分にヒジュラ暦 1272 年サファル月 19 日(1855 年 10 月 31 日)の日付が書かれ、CRC-A4 の本文は異なる書式を用いたもので、ヒジュラ暦 1272 年サファル月 5 日 (1855 年 10 月 17 日)の日付があるが、カイロ主席ラビの認証部分に日付がない。したがって、CRC-A 文書は、A-1 から A-3 の 3 文書と A-4 の 2 種類に大別することができる。

4. CRC-A 文書の作成者

CRC-A 文書の種類の違いは、文書の作成プロセスから、ある程度推測することが可能である。まずは、文書の作成場所を検討する。認証部分に記載される肩書、名前、印影から、カイロ主席ラビの文書局が単独で文書作成を担当したとも考えられる。しかしながら、筆者は、上部と下部は別の者が作成したものだと考える。

オスマン帝国における法律文書は、一般的にはシャリーア法廷で作成されていた。シャリーア法廷とは、イスラーム法官の裁判所である。法廷である以上、主たる業務は争訴の解決であるが、現代でいうところの公証業務も担う機関であった。具体的には、出廷してきた当事者が申し立てる内容を、法廷に勤務する書記が文書の本文を起草し、末尾に文書の作成日を書く。その下に「状況の証人たち」(shuhūd al-ḥāl)と呼ばれる人々の名が書かれ、最後に、本文の上部に、裁判官の認証が書かれれば、正式な法律文書として発効する 140。

ここでいう「状況の証人たち」は、文書の内容の真正を保証する人々ではない。実際には、法律文書が、正しい「状況」、すなわち正しい手順、手続に則って作成されたことを確認する人々であった ¹⁵⁾ 。ダマスカスやアレッポといった都市では、法廷書記等の勤務者がその役を務めることが多かったことが指摘される。すなわち、法律文書の作成は、法廷の内部で完結している。このシステムはオスマン帝国独自のものであったと考えられる。なぜなら、1516 年から 17 年にかけて、オスマン帝国がシリアとエジプトを征服した後、すべての法律文書の作成業務が法

¹²⁾ この人物は、エリヤ・イスラエル・セレズリ(Eliyahu Yisrael Serezli)である。父イサクとともに、セレズ(現ギリシアのセレス)からエルサレムに移住し、そこで学を修めた。後、エジプトに移住して 1847 年から 66 年までカイロ主席ラビの職にあった。Landau, *op.cit.*, p.99. 'Antebi-Hefer, 'Eli'oz, *Khəforahat 'Aləta Nitsah, Korotah Hamufla'im shel Mishpapakhat 'Antabi*, Tel Aviv: The Aleppo Heritage Center (Aram Zova), 2011, Cp.3, p.25.

¹³⁾ なお、主席ラビの署名は、高度にデザイン化され、筆者には判読できなかった

¹⁴⁾ オスマン時代のシャリーア法廷と法律文書の作成については次を参照。大河原知樹「イスラーム法廷と 法廷史料」林佳世子・桝屋友子(編)『記録と表象 - 史料が語るイスラーム世界』東京大学出版会,2005, pp.143-170.

¹⁵⁾ 対して、証書の内容の真正を保証する人々は「内容の証人たち」(shuhūd al-maḍmūn)と呼ばれる。

廷内で行われること、法廷外での法律文書作成は禁止されることが命じられた。これ以前、法廷外のモスクや市場、市門など、人々の集う場所には公証人たちが店を構え、人々の求めに応じて法律文書を作成していた。人々は、こうした法律文書に公的な効力を持たせることを欲した場合にのみ、法廷で裁判官の認証を受けたとされる。当然、公証人たちは激しく抵抗したと年代記に記録されているが、その後、彼らの活動がどうなったかについて、詳しいことはわからない¹⁶。

改めて、今回の CRC-A 文書を見ると、上部本文の作成者は、まさにこのような公証人であると考えられる。本文の書き出し部分「下に名前を書いた者たちにより、~のことが証言された」という表現は、シャリーア法廷作成の法律文書の形式とは異なる。また、証人欄に書かれた名前も「状況の証人たち」ではなく、証言した人物本人である。彼らはアラビア文字およびヘブライ文字(1人のみはラテン文字)で2通りの署名をしている。法廷で作成されていないことから、文書に公的な効力を持たせるため、公証人に文書作成を依頼した当事者たちが、この文書をカイロの主席ラビのもとに持ち込んで、文書の下部への認証を求めたのであろう。オスマン時代のシャリーア法廷の法律文書であれば、認証は本文の左上部に書かれるが、カイロ主席ラビの認証は、料紙の下部を、90度右に回転させて、横長にした料紙の左上に書かれる形となっている。

CRC-A1, A2, A3 と A4 との間には、料紙の色、日付の有無、本文内容の表現等の違いが存在することは既に述べたが、それ以外にも重大な違いがある。CRC-A4 の上部にある、つぶれた丸から右に線が出ている記号のような部分である。これは、アラビア語の → (huwa: 彼)を表し、神への祈願表現のひとつである。法律文書に限らず、公的な文書を作成する際、料紙の最上部に神への祈願表現があることは、アラビア語の文書作成の専門知識を有する人物の手による文書でもあることを意味している。したがって、少なくとも CRC-A4 の作成者は、文書作成の専門家である。対して、他の3文書の作成者は、アラビア語の文書作成の専門知識が十分ではないと思われる。

カイロ主席ラビの認証部分については、書体から CRC-A1, A2, A3 の作成者と A4 の作成者が 別人であることが明らかである。ただし、両人物とも、カイロ主席ラビの印章を用い、その認証を書くことを許されている人物であることは間違いないと考えられる。すなわち、CRC-A 文書は、カイロ主席ラビの認証がなされた、公的な性格をもつ法律文書であり、偽造文書の類ではない。

CRC-A 文書の作成プロセスを復元しよう。もっとも古い作成日は CRC-A4 の本文部分、すなわちヒジュラ暦 1272 年サファル月 5日(1855 年 10 月 17 日)と推定される。そこで、該当する部分を訳出する。

我らは、新たに判明した(taʻallama jadīdan)事実を、至高の神の面前で証言する。故サヤーフ・・ハラーリー(Sayāhū Harārī)は、ユダヤの教義に則って('alā mūjib diyānati-nā al-

¹⁶⁾ 外国人の絵画に、路上で営業する公証人が描かれた例がいくつか存在することから、実際には、公証人はその後も存続したと考えられる。たとえば、デンマークの画家ラービュー(Martinus Christian Wesseltoft Rørbye)の 1837 年の作品「コンスタンティノープル、トプハーネのクルチュ・アリー・モスク前で婚姻契約書を起草するトルコの公証人」(A Turkish Notary drawing up a marriage Contract in front of the Kiliç Ali Pasha Mosque, Tophane, Constantinople)では、モスクの入口付近の露台に座している公証人が、前に座る婦人の指示に従って婚姻契約書を作成する様子がビビッドに描かれている。

mūsāwiyya) 婚姻をなし、一人の妻との間にラファエル・ハラーリー (Rūfāyil Harārī) 氏と [その] 兄弟イサク・ハラーリー (Ishāq Harārī) 氏を遺し、その後に死亡した 170。

この文書の作成の目的は、これまで知られていた事実とは異なる「新たに判明した事実」、すなわちラファエルとイサクが、サヤーフーと一人の妻との間の子であることの証明である。その点で、他の 3 文書が、単にある家の構成員の親子関係を証明する内容であることに対して、この CRC-A4 の内容は不自然である。

5. CRC-A 文書作成の目的

ラファエルとイサクは、なぜ CRC-A4 文書を作成したのか。その手がかりは、CRC-A 文書とともに FO78-4908 台帳に綴じられている書簡から判明する。CRC-A 文書作成の 7ヵ月余後の 1856 年 6 月 3 日、ロンドン在住のラビ J. リーチ(Joseph Leach)と J. ウォルフ(Joseph Woolf)なる人物が、ロンドンで公正証書を作成していた。そこには、セイェイェ・アラー・リー(Seieie Arary)とヨセフ・コズィン(Joseph Cozin) 18 がロンドン生まれの英国臣民であり、ロンドンを発ってインドに向かう過程でエジプトに到達し、そのままそこに居住したこと、彼らは現地で結婚し、前者にはラファエルとイサク、後者にはシモンという名の子が生まれたという「事実」が書かれている 19 。

この公正証書は、アラーリー家のラファエルとイサク、コズィン家のシモンが英国の保護を得る目的で作成されたことが明らかである。ただし、この公正証書には、いくつかの問題がある。ひとつは、父親の姓がハラーリー(Harari)でなく、アラーリー(Arary)と綴られていることである 20 。もうひとつは、アラーリーとともにこの公正証書の作成を依頼したヨセフ・コズィンの正体が判然としないことである。FO78-4908 を見る限り、この人物への言及はこの文書のみである。結論を先に言えば、19世紀以降多数作成された同種の文書の一部をなす。こうした公正証書は、非西洋地域の人々が、西洋諸国の国籍や保護を申請するために作成された。本件のように、先祖が英国生れであることを証明する公正証書が英国で作成されることも決して珍しくはなかった 21 。

英国外務省史料には、ハラーリー家に関するいくつか別の文書が残っている。その中で興味深い文書に、1867年から 1871年の間に作成されたと思われる「ダマスカスにおける英国臣民および庇護民リスト」(List of British and Protected subjects in Damascus)があり、リスト冒頭に、ハラーリー家のダビデ、ラファエル、ヨセフの名が見える。説明欄には、1841年8月に英国のユダヤ人名士モーゼス・モンテフィオーレがパーマストン外相に送った書簡で、イサク、アロン、ダビデのハラーリーの3兄弟が英国の出自であり、彼らが英国の保護下に「置かれうる(may be placed)」と要請したことを受けて保護されたとある。ただし、1842年7月にアバディーン

^{17) 「}その後に死亡した」(wa-haythu mayyit min-nā muta'akhkhiran) の下りはやや判然としない。

¹⁸⁾ この人物は、台帳にはここにしか現れない。実在するかどうかも不明である。

¹⁹⁾ TNA, FO78-4908, 15r, a notarial document dated 3rd June 1856.

²⁰⁾ ただし、旧約聖書ではアラーリーという人物も存在する。例えば「ハラーリー人 (haharārī) シャンマ」(サムエル記下 23:33) のすぐ後には「アラーリー人 (hāˈrārī) シャラルの子アヒアム」の名が見える。

²¹⁾ 体系的な研究は、次を参照。Mays, D., Forging Ties, Forging Passports: Migration and the Modern Sephardi Diaspora, Stanford: Stanford University Press, 2020.

外相は、英国の保護をこの3兄弟以外に拡大しないよう指示したことも注記されている20。

実はリストのラファエルは3兄弟ダビデの子、ヨセフは同じくアロンの子である。説明欄から、ラファエルとヨセフが1841年には英国庇護民と認定されていたが、1842年の外相の指示により、その認定の効力が危うくなったことがわかる。そこで、ハラーリー家は新たな手を打った。これが今回問題となっているロンドンの公正証書とカイロのユダヤ法律文書である。その際に用いられた父親名セイェイェ、サヤーブーは、おそらくイザヤのアラビア語訛りであるシャーヤー(Sha'yà)を表記したものであろう。公正証書のもととなったユダヤ法律文書のサヤーフーは、アラビア語訛りのシャーヤーとは異なるように見えるが、イザヤの綴りとして許容できる。なぜならば、ユダヤ・アラビア語では Sh と S が互換可能であり、ヘブライ文字のイザヤの正しい綴りであるイェシャーヤーフー(Yosha'yāhū)をアラビア語訛りに変え、語頭「イェ」を落とし、中世にほぼ無音化した語中文字アインを削除するとサヤーフーとなる。実際の発音はユダヤ・アラビア語ではサーヤー(Sa'yā)であったとも考えられるが、いずれにせよ、こうした言語に通じていない、ロンドンの公正証書作成者が、この名をセイェイェと綴ることは、十分に考えられる。なお、セファルディー系ユダヤ教徒は、ユダヤ・スペイン(ラディーノ)語の影響で Ha を A と発音することがあり、「ハラーリー」が「アラーリー」となることもまた、十分に考えられる。

ここで問題となるのは、公正証書と法律文書のラファエルとイサクは誰なのかということである。筆者作成のハラーリー家系図(論文末を参照)の中で、イサクに該当する人物は「3 兄弟」のイサク(系図番号 3)しかいない。このイサクは既に英国庇護民なので、一見奇妙に思えるが、同一人物である可能性は高い。なぜなら、イサクの父親であるイザヤ(系図番号 1)のアラビア語名表記は本当にシャーヤーなのである。そう仮定すると、カイロの法律文書には一部の真実が含まれており、真の問題がラファエル(系図番号 6)に存在することが想定される。ラファエルが上述のダビデ(系図番号 4)の子であるとすると、この申請の真の目的が、ラファエルの英国保護権獲得であると解することができる。すなわち、本当はイザヤの孫であるラファエルを、イザヤの本当の息子であるイサクと「兄弟」であると申し立てることで、この申立内容を「真実」としようと企てたことになる。とは言え、当時イサクは既に60代半ばを過ぎており、ラファエルは少なくとも20才以上は年の離れた「弟」ということになるだろう。

実は同じ 1856 年 6 月 3 日に、同じくリーチとウォルフがベセリー(Bessery: ベシーリーのことだが、ここでも Sh と S が転換している)に関する、ほとんど同じ内容の公正証書を作成している。なお、2 家のユダヤ法律文書作成の一月余り後の 1855 年 12 月に、ダマスカス駐在英国領事ウッド宛に、リーチとウォルフの手になる、ダマスカスのエズラ・ハラーリーの父親ヨセフがロンドン生まれであるという内容の公正証書が届き、それを根拠に領事はエズラ(系図番号 7)とその子メイヤーに(同 8)一時的な保護を付与している。すなわち、ロンドンのリーチとウォルフは、こうした家系がロンドン出身であるという公正証書作成業務を請け負っていたのである 23 。

以上のことから、ベシーリー家がハラーリー家と共謀していたことは明らかであり、他の2家(ハザーク家、レヴィ家)は、公正証書こそ用意できなかったものの、ベシーリー家の申請

²²⁾ Hyamson, A. M., The British Consulate in Jerusalem, in Relation to the Jews of Palestine 1838-1914: Part 2, 1862-1914, London: Edward Goldston, 1941, pp.353-354.

²³⁾ Ibid. なお、このエズラは「3 兄弟」の従弟にあたる。

に便乗する形で、拙速に法律文書を準備したことになろう。3 文書がまったく同じ形式であり、かついくつかの不備があることも、ここから理解することができる²⁴⁾。その中でも、本文の作成日が書かれず、代わりに主席ラビの認証部分の末尾に日付が加えられていることは、当時のオスマン帝国における法律文書の形式から考えれば、大きな瑕疵と言えるだろう。

ロンドンにおける彼らの代理人ハーウィッツ(Solomon Hurwitz)は、英国外務省、在エジプト英国領事館、時に英王室法律顧問(Queen's Advocate)に宛てて申請の正当性を主張した。しかしながら、申請者の父祖が英国生まれであることの証明が不十分であるという理由で、1857年半ばには申請の却下が告げられた。ハーウィッツはなおも書簡を送って交渉をつづけたが、成功はしなかった。最初の却下から1年半後の1858年12月10日、申請の却下が最終決定であることをエジプトの総領事が確認した内容で、この一件が決着している²⁵⁾。

6. CRC-A 文書の資料的性格の考察

最後に、本稿の主たる目的の最後である、CRC-A 文書の史料的性格を考察したい。当時の他のユダヤ教徒が作成する法律文書と比較して、どのような特徴があげられるだろうか。カイロのラビ法廷で作成された文書やその控えが体系的に整理・保存されることはなかったが、カイロ南郊フスタートのイブン・エズラ・シナゴーグの倉庫(Geniza)から、偶然に発見されたゲニザ文書の中に、19世紀のカイロとその周辺で作成された法律文書が数点確認される 26 。主なものは、婚姻契約書(kətūbā)や契約文書であるが、ここでは T-S 10J6.19 を例として比較したい(図 4)。この文書は、カイロ南郊フスタートで、ユダヤ暦 5562 年(1802 年)に作成されたものであり、2 人のユダヤ教徒が取り決めた合意に関する文書である。その文書は、透かし入りの縦長の料紙の上半分にヘブライ文字のヘブライ語で書かれ、本文末尾、すなわち料紙の真ん中辺りに 3 人の証人の名前が書かれている 27 。

料紙を縦に用いること、上半分に本文を書いて、証人名を末尾に書くこと、下半分が空白のままであることは、CRC-A 文書の形式とも共通する特徴である。特に、T-S 10J6.19の下半分の空白は、文書に公式の法的効力を持たせるため、すなわちカイロの主席ラビの認証用に空けてある可能性がある。一方、CRC-A 文書がアラビア文字のアラビア語で書かれ、日付がヒジュラ暦であるのに対し、T-S 10J6.19はヘブライ文字のヘブライ語で書かれ、日付もユダヤ暦であるという決定的な違いもある。ゲニザ文書は、アラビア文字のアラビア語で書かれている文書も含むが、法律文書の多くは、ヘブライ文字であり、言語もヘブライ語、アラム語、ユダヤ・アラビア語であることを考えると、アラビア文字のアラビア語で書かれた CRC-A 文書は、かなり特異な文書であると判断できる。

ただし、筆者は、CRC-A 文書と T-S 10J6.19 の間にある共通の特徴が、偶然の産物ではなく、専門的な公証業務に携わるユダヤ教徒が関わった結果ではないかと考える。その根拠は、証人

²⁴⁾ ハラーリー家はシリア起源であるのに対し、ベシーリー家はカイロのユダヤ教徒の家系であり、他の2家との関係が深かったことも考えられる。

²⁵⁾ TNA, FO78-4980, 97r-98v, Green, Acting Agent and Consul General, Alexandria, 10th December 1858.

²⁶⁾ ゲニザ文書の史料学的研究については次を参照。Cohen, Zina, Composition Analysis of Writing Materials in Cairo Genizah Documents, Leiden and Boston: Brill, 2021.

^{27) &#}x27;A Legal document (T-S 10J6.19), Agreement from Fustāt, dated 5562 (= 1802 CE), between Abram 'the witness' b. Šabbetay 'the witness', and Jacob Abzardil. Witnessed by Ezekiel Ḥaffad, Ephraim [...], and Joseph Ḥassān' (https://cudl.lib.cam.ac.uk/view/MS-TS-00010-J-00006-00019/1: 2023 年 10 月 30 日最終閲覧)

のところに存在する。1856 年作成の CRC-A1 の左から 2 番目の証言者の名前は、上述のごとくハイム・ヨセフ・ハッサーン、1802 年作成作成の T-S 10J6.19 の左の証人名は、ヨセフ・ハッサーンである。図 5 と図 6 の赤線で囲んだ 1 の部分がヨセフ、2 の部分はハッサーンである。両者の署名は、同一人物ではないため、同じではないが、書体等は驚くほど共通している。ハイム・ヨセフ・ハッサーンが、ヨセフ・ハッサーンの息子であり、両者が、共にカイロとその周辺で専門的な公証文書を作成していたこと、すなわちハッサーン家が家業として公証業務を行っていた可能性は高いと思われる。

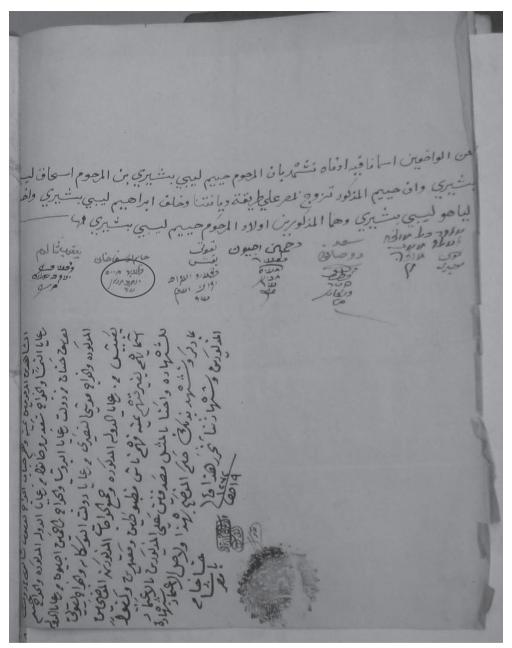
したがって、CRC-A 文書は、アラビア文字のアラビア語であるが、正式なユダヤ法律文書であることについては問題がない。最後に残る問題は、ハラーリー家とほかの3家がアラビア文字のアラビア語法律文書を作成した理由である。一つには、CRC-A 文書は、最初から英国外務省に提出する目的で作成されたものであることが考えられる。英国本国のオスマン帝国担当部局勤務の者たちが、アラビア語とヘブライ語のいずれに堪能であるかを問えば、前者であることは自明であり、それを考慮して意図的にアラビア文字のアラビア語法律文書を作成したのではないか。この推測が正しかったとしても、その目論見が成功したかどうかには疑問符がつく。なぜならば、英国外務省は、この法律文書をヘブライ語と見なし、あろうことか、彼らの代理人たるハーウィッツ氏ですら、この法律文書を「ヘブライ語で書かれた証明書原本」(original certificates in the Hebrew Language²⁸⁾)と認識しているからである。管見の限り他に例を見ない、アラビア文字のアラビア語によるユダヤ法律文書は、作成者の思惑どおりに英国の国籍および保護を取得する証明書類としては機能しなかったのである。

7. おわりに

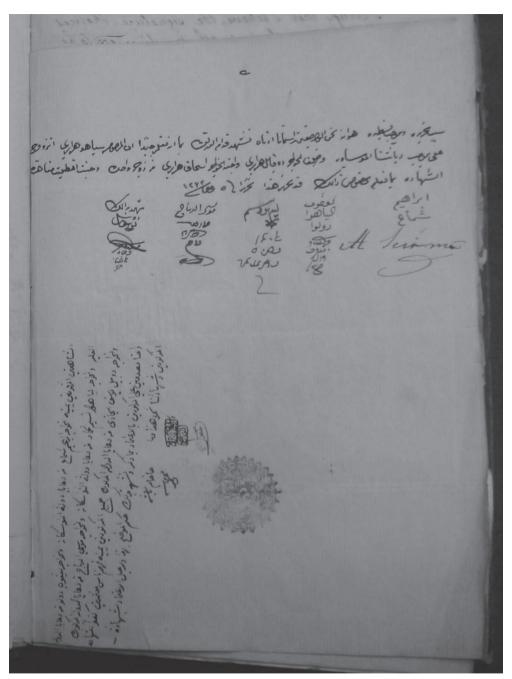
本稿の目的は、はじめに述べたように3点ある。第1点として、CRC-A文書の史料学的な特質を明らかにした。すなわち、これらの文書は、オスマン帝国のシャリーア法廷が作成していた法律文書とは、かなり形式を異にしていること、法廷の外部で作成された文書であることが判明した。法廷の外部で作成した文書にカイロの主席ラビの認証を受けることにより公的な効力を持たせた点も特筆に値する。第2点として、CRC-A文書は、ハラーリー家とほかの3家が、英国生まれと称する父祖と、自らの血縁関係を証明する目的で作成したものであることを明らかにした。特にCRC-A4は、「新しく判明した」という表現を用い、虚偽の「事実」を含む文書であった。第3点めの、CRC-A文書と同時代のカイロ・ゲニザ文書の法律文書T-S10J6.19との比較は、両者の共通性(縦長料紙の上部使用、証人名の記載位置等)と相違点(アラビア文字のアラビア語とヘブライ文字のヘブライ語、ヒジュラ暦とユダヤ暦等)を明らかにした一方で、CRC-A文書上部の作成に、家業として公証業を営む人物が関与していた可能性を示唆した。特に、最後の発見は、19世紀のユダヤ法律文書の作成に重要な一石を投じるものである。オスマン時代のユダヤ法律文書の調査によって、当時の公証人業務のさらなる解明につながることが期待される。

²⁸⁾ TNA, FO78-4980, 66r, From Solomon Hurewitz to the Earl of Malmesbury, 5th August 1858.

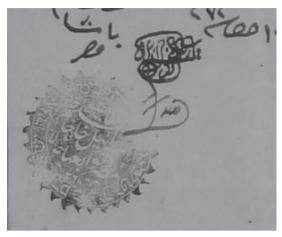
(図 1) CRC-A1 (ベシーリー家)



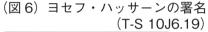
(図2) CRC-A4 (ハラーリー家)

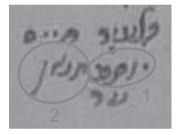


(図3) カイロ主席ラビの署名および印影(CRC-A3)



(図 5) ハイム・ヨセフ・ハッサーンの署名 (CRC-A1)





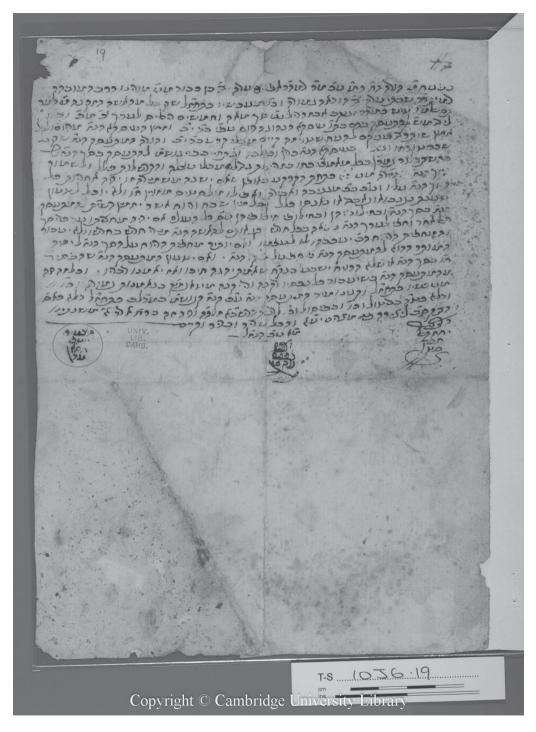


【図 1 ~ 3, 5 出典:The National Archives, ref. FO78/4908 掲載許諾取得済】

ハラーリー家系図



(図4) T-S 10J6.19



【図 4, 6 出典:https://cudl.lib.cam.ac.uk/view/MS-TS-00010-J-00006-00019/1】